

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年1月7日（令和3年（行情）諮問第9号）

答申日：令和4年6月6日（令和4年度（行情）答申第54号）

事件名：労働基準法研究会第1部会の会議録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「労働基準法研究会第1部会（労働契約関係）昭和57年6月25日～31回分の会議録（議事録）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年10月14日付け厚生労働省発基1014第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

下記の記事にもあるように労働基準法研究会が行われていた同じ時期の議事録が見つかっており、労働基準法の労働者を決定する文書のために破棄されることは考えにくい。

「旧厚生省1976～80年に非公開で開かれた厚相（当時）の諮問機関「原爆被爆者対策基本問題懇談会」（基本懇）で基本懇の会合は計14回。厚生労働省によると、長年、議事録は保存されていないとしてきたが、昨年末、報道機関からの情報公開請求を機に同省の倉庫を探したところ、見つかった。特定新聞が8月に入手。計829ページで、第11回、14回分は欠落していた。」

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和2年9月10日付け（同月14日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「労働基準法研究会第1部会（労働契約関係）昭和57年6月25日～31回分の会議録（議事録）」に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) これに対し、処分庁が、令和2年10月14日付け厚生労働省発基1014第1号により、不開示決定（実際に保有していないことによる不存）（原処分）を行ったところ、審査請求人は、上記第2の2のとおり、原処分を不服として、同月16日付け（同月23日受付）で審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

対象文書を作成又は取得していないか、あるいは作成又は取得後に保存期間の満了により実際に保有していないものであり、原処分は、適法かつ妥当なものであるから、これを維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 対象行政文書の特定について（審査請求に係る部分のみ）

(1) 原処分は、行政文書開示請求書記載のとおり対象文書を特定したものである。

(2) 労働基準法研究会（以下「本件研究会」という。）は、学識経験者で構成された労働大臣の私的諮問機関であり、昭和44年から開催されたものであるが、昭和57年5月に、労働契約問題等について専門的立場からその実情及び問題点を明らかにするよう調査研究を行うため、再開された。

本件研究会の下には第1部会から第3部会が設けられ、このうち第1部会においては、「労働基準法の「労働者」の判断基準」等について調査研究を行い、昭和60年12月19日に「労働基準法の「労働者」の判断基準について」を取りまとめた。

(3) 「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）別紙4「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」の1においては、「懇談会等行政運営上の会合については、審議会等とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであることに留意した上、審議会等の公開に係る措置に準ずる」とされ、同別紙3「審議会等の運営に関する指針」の3（4）公開の②において、「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし」とされている。

しかるに、本件研究会は、上記指針の策定前に実施されたものであり、議事録の作成が行政上求められていたものではなく、議事録が確実に作成されたとはいえない。

(4) さらに、作成されていたとしても、平成13年の中央省庁再編前の労働省文書保存規程（平成12年3月31日労働省訓第12号）別表第2（第4条関係）では次のように示されているところ、本件研究会の議事録は「審議会等に関するもので重要なもの」（第2類の3）に準ずるものであって、保存期間は10年とされていることから、本件開示請求時

点で作成から34年が経過していることに鑑みれば、保存期間の満了により不存在であるとしても、不自然、不合理ではないことは明らかである（なお、本件審査請求を受けて、諮問庁としても再度倉庫を確認するも、発見されなかった。）。

○労働省文書保存規程（平成12年3月31日労働省訓第12号） （抄） 別表第2 （10年保存） 第2類 1～2 略 3 審議会等に関するもので重要なもの 4～10 略

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）の中で、「同じ時期の議事録が見つかっており、労働基準法の労働者を決定する文書のために破棄されることは考えにくい。」等と主張しているが、本件開示請求に係る対象文書については上記3のとおりであり、本件結論に影響を及ぼすものとは認められない。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年1月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和4年5月19日 審議
- ④ 同月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書について、実際に保有していないためとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、廃棄されることは考えにくいとして、開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして、改めて諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、「労働基準法研究会第1部会（労働契約関係）昭和57年6月25日～31回分の会議録（議事録）」であるところ、

労働基準法研究会（本件研究会）は、学識経験者で構成された労働大臣（当時）の私的諮問機関であり、昭和44年から開催されたものであるが、昭和57年5月に、労働契約問題等について専門的立場からその実情及び問題点を明らかにするよう調査研究を行うため、再開された。開示請求されている本件研究会第1部会とは、労働基準法の「労働者」の判断基準等について調査研究を行い、昭和60年12月19日に報告として「労働基準法の「労働者」の判断基準について」を取りまとめており、昭和57年6月25日の第1回から昭和60年12月19日の報告まで、計31回にわたって開催された。したがって、本件開示請求は、この31回分の当該部会の会議録（議事録）の開示を求めているものと解される。

イ しかし、当該会議録（議事録）については、保有していないため不開示としたものであり、本件審査請求を受けて、諮問庁としても再度倉庫を確認するも、発見されなかった。

ウ なお、本件研究会開催当時、議事録が作成されたかは不明であるが、作成されていたとしても、平成13年の中央省庁再編前の労働省文書保存規程では、本件研究会の議事録が該当すると考えられる「審議会等に関するもので重要なもの」（第2類の3）の保存期間は10年とされていることから、本件開示請求時点で作成から34年が経過していることに鑑みれば、保存期間の満了により不存在であるとしても、不自然、不合理ではないことは明らかである。

(2) 当審査会において、諮問庁から平成13年の中央省庁再編前の労働省文書保存規程の提示を受け確認したところ、その内容は上記(1)ウの諮問庁の説明のとおりであると認められ、また、諮問庁の上記(1)イの文書の探索の範囲等についても不十分とはいえない。

以上を踏まえれば、本件対象文書は、仮に作成されていたとしても、本件開示請求時点で既に作成から34年が経過しており、保存期間（10年）の満了により不存在であるとしても、不自然、不合理ではないとする諮問庁の説明は首肯でき、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子